

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一ツ橋保育園の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事・監事及び評議員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会・評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として事前に概算額を支払い、出張終了後精算する。

(適用除外)

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の議決及び評議員会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

表 1 (日額)

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理事会・評議員会出席報酬等	3,000円	2,000円(3,000円)

() 書きは高知市外在住者

表 2 (日額)

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理事長業務報酬費等	5,000円	2,000円(3,000円)
理事業務報酬費等	5,000円	2,000円(3,000円)
監事監査指導報酬等	5,000円	2,000円(3,000円)

() 書きは高知市外在住者

表 3 (日額)

旅 費	宿 泊 費	報 酬	そ の 他
実 費	12,000円	10,000円	実 費

附 則

- 1 この定款は、平成29年6月9日より施行する。